



数は力：70名の仲間を増やし、強く大きな東民商をつくろう！ 支部・班を中心にした会員主人公の東民商をつくろう！



第13回定期総会の報告と提案

開催にあたって

東福岡民商は7月1日、東区勝馬・まさご屋で第13回総会を開催、代議員40人と来賓、評議員の総計50人が参加して今後1年間の運動方針、決算・予算を採択、新役員を選出しました。

この1年間、東福岡民商は、中小業者・国民に増税・社会保障負担増を強いる悪政の中で、会内外の中小業者の経営やくらしを守るためにがんば

り、役員、事務局を中心に消費税・確定申告学習会や相談会、会員訪問と業者の悩みや問題解決に力をそいできました。今期も、役員と事務局

がしっかりと団結し中小業者の要求運動や組織拡大にとりくみ、運動方針を実践していけば、必ず明るい展望を切り開くことができます。このこと

総会の任務

- 1、活動の成果と教訓を明らかにして、この1年間の活動方針を確認します。
- 2、方針を財政的に保障する予算を決定します。
- 3、運動の先頭にたつ役員を選出します。

(一) 私たちをめぐる情勢の特徴

1、小泉首相から政権を受け継いだ安倍首相は、憲法改悪、社会保障制度の改悪、庶民大増税をいっそつすすめ中小業者にとつて、生活が困難になるような情勢になってきています。

2、福岡市においては、市内の民商が協力して「中小業者の経営実態アンケート」にとりくみ、「売上が減った」が63・8%、「利益が減った」が66・1%という実態を示し、要求では、国保料を下げてほしいという要求が63・2%という結果になっていきます。

に確信をもって東福岡地区の中小業者の営業と生活を守る確固とした誓（とりで）を築くために奮闘しましょう。

(二) 要求運動について

福岡市は、吉田市政に引き継がれましたが、全国一高い国保料、大型店舗が増え、壊滅の危機にさらされています。

1. 「なんでも相談会」と要求運動のとりくみ

「なんでも相談会」については、会全体でとりくまず、毎日を相談会と位置付け宣伝活動を強化した結果、相談者が飛び込みや紹介により、連日訪れ相談解決にとりくみました。

2. 「多重債務」のとりくみ

毎年、増えてきている多重債務の相談については、相談者と一緒になら努力し、解決困難な相談にたいしては、弁護士や司法書士と連携をとつていきます。しかし近年の相談は、調停での解決が困難な事例が多く、民商と会員の独自解決は難しくなってきました。また日々変わる情勢に機敏に反応し学習してきます。

の郊外進出、建設業の官公需要の停滞、単価の下落により利益に結びつかないなど、さまざまな問題点をかかえています。

3、国民健康保険については、割賦制度が市民税方式から所得比例方式に変更され、国保料の所得割は、14・88%と全国1高く所得割算定基礎額200万で試算すると福岡市では、年間支払額が51万9675円に対し宗像市では30万8400円とかなりの格差がひろがってきています。

4、東区香椎地域においては、香椎駅を中心とした商店街の構成が、千早駅周辺の開発や大型店の相次ぐ出店により空き店舗が増え、壊滅の危機にさらされています。

3. 「経営問題」のとりくみ

福岡市協議会として福岡市産業振興部との交渉を行い、中小企業支援策を要望しています。また福岡市に対して、中小業者への支援を求める7項目の要望書を提出し、回答を得ています。

4. 「社会保障運動」のとりくみ

福岡市社保協と連携し福岡市より講師を呼び国保の学習を深め制度を理解したうえで、料率の引き下げ、減免制度の確立、周知徹底などの要望を福岡市に対し出しました。

5. 「税務調査のたまたかい」と自主計算活動

2006年度の調査件数は、5件です。結果は、修正申告が5件と調査による退会が1件でした。



全国婦人学校に参加した白水さん(右)と川添さん



川西、北、新宮支部が「増勢」で表彰を受けました。

役員・事務局・会員の立会いを拒否しつづける税務署は、理由づけがでない「守秘義務」を口実に立会いを認めません。これに対し納税者の権利を主張し、調査を受ける会員を元気づけました。毎年おこなっている学習会で、年々自分で申告書を作成して計算会に参加する会員も増えてきました。

春の運動では、自主計算・自主申告にとりくみ、自分の申告書は「自分で記入する」方針のもと3.13重税反対統一行動には、申告書は自分で提出するという運動をつよめ、300名強という参加者になり税務署にも「数は力」という圧力をかけました。

6. 「拡大運動」

「会員拡大を常に心がけ強大な民商を建設しよう」と第12回定期総会で確認した拡大運動は、こ

の1年間42名の仲間が増えました。しかし長引く不況の中、残念ながら39名の仲間が廃業等によりやむなく退会してしまいました。その結果、現在会員数616名と第12回総会時よりも3名増加し

(三) 地域中小業者の要求に応えられる強大な組織建設を

1. 「会員拡大」のとりくみ

会員拡大70名をやりとげる目標のもと各支部毎月1名、春の運動で各支部10名の拡大を達成し支部役員体制の強化、支部活動の充実、役員不在の支部対策などにとりくみ支部を中心とした運動をすすめます。

2. 「なんでも相談会」のとりくみ

中小業者の要求は緊急切実さを増しています。毎日を相談日と位置付け、いつでも気軽に相談がで

ています。総会を増勢で迎えるのは、10年ぶりとなり退会が少なかったのが増勢につながり、支部を中心とした会員訪問などが成果につながりました。

3. 「金融要求」のとりくみ

制度融資の拡充、改善創設にとりくみ、「連帯保証人制度原則廃止」となっていますが、保証料率の9段階化などに対応し保証料補助の充実を求める運動にとりくみます。また、常時変化する融資制度に機敏に反応し学習を強めます。

4. 「多重債務問題」のとりくみ

多重債務の相談は後を絶ちません。最近では、特定調停では解決できない相談も多く、調停で解決しても支払がでずに自己破産となる相談者も増えてきています。数字上の解決だけでなく、相談者の意識を変えるところまでいっしょに解決し

5. 「社会保障運動」のとりくみ

国民健康保険料の負担増に対処するため、学習し、減免制度の拡充や計算率の引き下げを、市に対して要望し、年金制度については、引き続き「最低保障年金」の創設を求めつつ年金保険料の減免制度を広くつたえるようにします。

6. 「消費税運動」のとりくみ

新規課税業者に対し、記帳学習会や支部学習会を開催し対策を強めます。また帳簿の規定を税務署に対し明らかにするようになります。

7. 「共済会・婦人部・青年部」

とつてつながりを強めるためにも重要な役割をはたしています。これらの活動に会としても積極的にとりくみます。

共済会の活動
改正保険業法の施行により、民商共済会などの自主共済への法規制がかけられています。これは、

新役員を代表してあいさつする松崎会長(右から5人目)



にとりくみ、諸団体との共同の運動を進めます。健康診断、レクリエーション活動にとりくみ、共済制度を豊かに発展させるため、全会員が共済会に加入する運動を強めます。また民商入会と同時に共済加入をすすめます。

婦人部の活動

婦人部の役員体制の確立、毎月開催している「記帳学習会」を軸にして業者婦人の要求をうけとめ、業者婦人の地位向上の運動にとりくみます。入会時、婦人部同時加入にも力をいれます。

青年部の活動

35才以下の会員、事業主二世の要求を聞きながら、青年部を復活させ、運動に参加できる体制をつくりまします。

青年部においても対象者には、同時入会をすすめます。

会長	松崎 正登 (北)
副会長	井上 一 (東)
"	宇野 和喜 (北)
"	新里 良雄 (川西)
常任理事	石黒 勉 (川西)
"	黒石 千秋 (川西)
"	石橋 肇 (中央)
"	中山 憲雄 (中央)
"	八尋 信義 (東)
"	梅崎 芙美雄 (東)
理事	原野 敬 (北)
事務局長	竹之内 儀人
事務局次長	横山 友樹
会計監査	中村 正直 (川西)
"	上田 健二 (中央)

2007年新役員名簿